



よくあるご質問



(Q. 1)

地域計画とは何ですか？

(A)

地域の農業をどのように維持・発展させていくのか、農地を誰が担っていくのか等の方針を地域の話合いに基づいて定める計画です。地域計画には農地1筆ごとに将来誰が担っていくのかを示した「目標地図」も含まれます。

詳細は農地のある市町村へお問い合わせください。



(Q. 2)

所有している農地が地域計画の内か外かはどのように分かるのですか？

(A)

地域計画は市町村が策定し、公告を行いますので、農地のある市町村へお問い合わせください。

(Q. 3)

どんな農地でも借り受けてもらえるのですか？

(A)

地域計画内の農地であっても、借受希望者が明確でない場合や1号遊休農地の黄色区分^{*}である場合、また地域計画外では借受けを希望する者が見込まれない場合や農用地等として利用することが著しく困難な場合には借り受けることができません。

※草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業用利用を図るための条件整備が必要となる農地

(Q. 4)

農地貸借の賃料の支払いはいつですか？

(A)

農地バンクから土地所有者へのお支払いは毎年12月10日です。耕作者は毎年11月10日までに農地バンク指定口座へお支払いいただくこととなります。なお、県内のJA口座をお持ちの耕作者の場合には引き落としができます。

(Q. 5)

貸し付けた農地を契約途中で返してもらえますか？

(A)

土地所有者・農地バンク・耕作者の間で合意解約ができれば、契約途中でも農地を返還することはできます。

なお、協力金が交付されている場合は協力金の返還になることがありますのでご注意ください。

(Q. 6)

農地を貸借ではなく、売買したい場合にはどうするのですか？

(A)

農地を売買したい場合には農地のある市町村の農業委員会にご相談ください。

なお、農地バンクを活用した売買支援もありますので、併せて農業委員会へお問い合わせください。

(Q. 7)

農地を農地バンクに貸したいが、貸付期間は何年でもいいのですか？

(A)

農地バンクへの貸付期間は、原則10年以上としています。市町村や農業委員会が適当と認めた場合には10年未満も可能としています。

なお、基盤整備等が予定されている場合は、基盤整備事業の要件で15年以上となることもあります。

(Q. 8)

抵当権などが設定してある農地を機構に貸したいが、解除する必要がありますか？

(A)

抵当権の解除の必要はありません。

なお、仮登記や差し押え（仮も含む）等の担保権が設定されている場合は、農地バンクは借り受けることができませんので、農地バンクとの手続きの前に解除の必要があります。

(Q. 9)

農地バンクを利用するためには、手数料は必要ですか？

(A)

宮崎県農地バンクを利用した利用権設定の手続きに関しては、手数料はかかりません。

(Q.10)

農地の固定資産税や土地改良区の賦課金は誰が支払うのですか？

(A)

農地バンクを利用した貸借契約の場合には、固定資産税は所有者、土地改良区の賦課金は原則耕作者が負担することとしています。

なお、賦課金の支払先の決定は各土地改良区が行いますので、農地バンクだけではなく、各土地改良区への通知もお願いいたします。